

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西区役所無線LAN・Web 会議環境の保守業務に係る 委託契約	R6. 4. 1	NEC ネットエス アイ株式会社	2, 164, 800	システムの独自性や専門性の観点から、当該システムの構築した 業者以外の業者では実施できないため。	西区総務部地域協働課 (TEL : 940-9501)
西区玉津支所における公衆 無線LAN (KOBE FREE Wi- Fi) 追加構築及び保守・運 用業務	R6. 6. 11	株式会社ワイヤ・ アンド・ワイヤレ ス	1, 543, 300	平成26年度より開始している神戸市内公衆無線LANサービス整備運 用業務 (以下「本業務」という。) は、神戸市内への更なるMICE誘 致やインバウンド観光を推進するため、神戸市内の主要な観光ス ポットや移動経路において公衆無線LANサービスを提供し、外国人 旅行者を中心とした観光客の利便性向上や、情報発信力の強化を 図る業務であり、当初より当該事業者が受託している。 平成30年度および令和3年度には、区役所・支所及び明舞サー ビスコーナーへの設置・運営業務も受託しており、本市の求める公衆 無線LAN事業のサービス、運営体制を構築するうえで必要となる十 分な専門知識技能及びインフラを持ち、これまでも良好に業務を 実施している。また同事業者にすることで他社より安価での契約が 見込める。 この度の委託についても、従来の契約と密接不可分な関係にあ り、本業務以外のサービスを利用すると、支所内でフロアが変わ る度に再度登録・接続等が必要になるなど市民サービスに大きな影 響を及ぼすため、引き続き、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス を委託先として1社随契するものである。	西区玉津支所 (TEL : 965-6400)